



翻訳

エルンスト・トレルチ著「キリスト教の教会と集団  
の社会理論」(7)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-11-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高野, 晃兆 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00008000">https://doi.org/10.24729/00008000</a>

翻訳 エルンスト・トレルチ著

## 「キリスト教の教会と集団の社会理論」〔VII〕

Die Übersetzung von Ernst Troeltsch :

„Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen“〔VII〕

高野 晃 兆\*

Teruyoshi TAKANO

(昭和59年4月18日受理)

### 第1章 古代教会における諸基盤

#### 第1節 初期カトリシズム (前号の続き)

##### 新しい身分の成立

慈善活動において教会は、きわめて広い範囲にわたって、ますますむつかしくなる社会構成から生ずる社会的疾患の救済を引きうけた。しかしこの救済は社会構成そのものへの干渉を意味するのではない、組織的改築や新築を考えることを意味しない。この観点におけるキリスト教の唯一の働きは教会というキリスト教固有の現実である。かかるものとしてキリスト教は社会にとって新しい身分の招来を意味し、またそれと共に国家がますます身分的構造に進んでいくことにキリスト教が重要な構成要素として適合することを意味するのである。司教たち並びに彼らに所属する聖職身分はコンスタンチヌス帝以来公的一法的に特別な身分として承認され、そしてコンスタンチヌス帝に続く皇帝たちによってますます高まる身分特権を与えられる。その結果司教職の最頂点が国家の最高の地位にそして政治的に力をもった地位に上昇した。その際、この官職の世襲性の欠如の故に、国家はこの官職の人事に影響力をもつことによって、たえずこの官職をコントロールしそして利用した。身分特権と共に、この身分を高めた特別な地位を与えるために貢献したのは、財産取得の特権、寄付を受ける権利と税負担免除権の授与、異教の寺院財産並びに異端の教会財産の振り替え、遺贈を受ける権利、聖職者の私有財産の実子相続人のいない場合の教会への帰属、罪人並びに天国を得ようとする人のはげしい寄進熱である。巨大な死手、とりわけ巨大な教会の土地所有が生じた。この新しい身分の形成は国家の身分的構造にとっては非常に重要ではあったが、この国家の身分的構造は国家に対して新しい有益な勢力と無数の危険をもたらしたが、特にこの身分形成は迫りくる中世にとって、即ち古代のデモクラシーと官僚的大国家の理念から身分的、自然経済的王制への後退にとっては重要ではあったが、キリスト教的一倫理的理念を社会生活に導入するということにとってはこの新しい身分は古代教会においてはそれほど大きな意義はもたなかった。慈善活動は司教によって指導され、たくさんの官吏をあてがわれ、家庭におけるまた施設における救貧事業

\* 一般教養科 (Department of General Education)

と結びついていたのであるが、この慈善活動以外では聖職身分層は広い活動範囲をもっていなかった。ここで司教は貧者たちと毎日食事をするのが欲せられていた。そしてそのことをしばしば行った。ここでは聖職者は貧しくそして贅沢をせず、他人に対する献身の見本とならなければならなかった。そして聖職者たちは無数のケースにおいてそうであった。教会の財産は貧者の財産でありそして公けの目的に仕えた。それに対して教会の理念の帝国の立法に対する影響は非常に小さかった。この方向では新しい身分は何もなしとげなかった。異教徒と異端者を根絶すること並びに教会に特権を与えるように働きかけること以外にはなにもしとげようとはしなかった。その他の事を教会は国家自身の問題とみなした。そしてここでは教会は国家並びに存続する秩序に対して昔からの冷淡さを継続した。教会は古い同胞的状态から市民の争いにおける司教の広範囲にわたる仲裁活動並びに刑事事件の教会的取扱いの習慣を必然的に継承した。前者は同権の宣言に基づいてキリスト教徒にもまたユダヤの家長にも公的に容認された。司教の仲裁裁定の推進が国家から要求された。そしてたくさんの法律事件が司教の判定にもちこまれた。しかしついにアルカディウス帝とホノリウス帝〔ローマ帝国東西分離の際の東西の初代皇帝〕がこの競合的な裁判権を廃止するに至る。ここで判定に用いられた原則は当時のキリスト教的一社会的見解に洞察を与えるであろう。しかし残念ながら私はこれについて知識を得ることはできなかった。しかし重要なことは、この競合的な裁判権は社会の改革を意味せず、国家の中で国家的機関として教会が存続することを意味し、国家と社会に対して教会が引き続き異質的でありまた冷淡であることを意味したので、皇帝はそれをとりのぞかざるをえなかったということである。刑法に関しても同じようなことがいえたが、ここでは国家は譲歩する気配はなかった。聖職者に対する刑事訴訟さえ手許においておくことに全く一時的にはあるが教会の法廷は成功している。教会は身分の高い聖職者の裁判上の取扱いに対するある種の特権を、仲裁制度の形成によって、また刑の執行と恩赦の処置への干渉によって間接的影響力を獲得した。また教会は裁判官に対して宗教上の罰でもっておびやかすことによって裁判官に強い圧力を加えた。このことはしばしば司法にキリスト教的理念の意味で影響を及ぼしまた司法を和げた。このことは大部分は教会的に功労があり、正しい信仰によってあるいは教会への献身によって秀でている人を世俗的な裁きや世俗的な権力から守ることに貢献した。これはそれ故に皇帝の最も厳しい禁止をも呼びおこした。このことによって、立法を和げそして人道化する方向への影響を教会は及ぼさなかった。立法はキリスト教時代には逆により残酷にそしてより厳しくなった。社会秩序の解体がもっとか酷な手段を要求した。法への目にみえる影響は独断的不寛容と信仰の迫害を法にもちこむことのうちにのみ存した。上述の事柄〔法への関わり〕による以上に、司教という身分の意義は救貧事業並びに社会福祉事業の問題において公的権限並びに法的権限が割り当てられることによって一層増大した。つまり救貧事業や社会福祉事業のために、これらの事柄における教会の熟練さと巨大な教会財産の故に、自からは困窮と戦うまでには成長していなかった国家に教会は自らを推せんしたのであった。《司教は国家によって貧者と不幸な人のパトロンとみなされた。国家的に組織された救貧事業が欠如している場合には、立法、特に刑法がきびしくてそして残酷な場合には、当時のように大衆が困窮している場合には、5世紀以来益々はげしくそしてひどく野蛮人が侵入してくる場合には、教会と司教とは彼らに国家によって与えられたすばらしい特権を使用することができた》。かくて教会の手中に庇護権があった。この庇護権は異教の寺院や皇帝の立像からキリスト教会へ移されそしてキリスト教会によって司教の代願権と結びつけられた。けれどもこの権利は正統信仰のキリスト教徒にのみ与えられた。そしてしばしば国家当局に対する教会の権力手段となった。それ故にこの教会の権力手段は国家当局によって相当制限をつけられた。特にこの教会

の権力手段は経済的に弱い者、負債者並びに奴隷の保護に大いに役に立つという点で妨害された。かくて教会の庇護権は人道性という点では結局異教の庇護権にも及ばなかった。更に少女の売春と売春婦制度に対する戦いは教会の手中にあった。同様に子供を捨てることに反対する戦い並びに捨て子の養育、同様に刑務所における刑の執行のコントロール、特に捕虜の買ひもどしも教会の手中にあった。しかしこの捕虜の買ひもどしの場合、これらの買ひもどされた人たちが大土地所有の労働者不足の補充に大部分利用されるのを教会は防ぐことができなかった。奴隷に市民権を与えることは地方総督と同様司教によって法的に行われうるという権利を教会が獲得したかぎり、奴隷の運命を緩和することは教会の権限であった。教会は奴隷を解放することを善き業として奨励し、そして解放されたものが再び奴隷におとし入れられるのを防ぐ権利を手中に入れた。それに対して教会自身の奴隷を教会は解放することができなかった。というのは教会の奴隷は教会財産に属しそしてかかるものとして手放されえなかった。このことは状況全体をあらゆる特徴的な自己矛盾であった。このことは教会の荘園はキリスト教の模範農場の意味で経営されるのはむづかしいということをも意味している。すべての痕跡はむしろこの財産は特別なキリスト教的一社会的配慮なしに当時の収益性の原則に従って管理されたということを示している。キリスト教の模範農場は専ら修道院であった。しかし修道院は現世の諸原則とは関係を絶っていた。

新しい身分の社会的機能はそれ故非常に重要であった。そしてキリスト教的諸理念に、国家の保護と国家からの特権授与の下で、著しい影響力を保証した。しかしこれは現存の秩序の矯正と緩和、つまり最もひどい厳しさの補填にしかすぎなかった。しかし一方でこの現存の秩序に教会支配と排他的キリスト教の新しい厳しさが加わった。教会は一切のことに於いて現世と国家と並ぶ一つの制度であり続ける。聖職者身分の身分的特権という形で教会が社会に現われることがまさに現世拒否というこの思想によって導かれており、現世と並存した教会並びに聖職者の地位確保を意味しはしたが、文化全体に対する聖職者の支配並びに指導を意味しなかった。それ故に全体に対する〔教会の〕功績にもかかわらず、他面現世に対する聖職者身分の対立が強調される。国家の業務並びに公務員に携ることが改めてはっきりと禁止される。独身制が政治的並びに社会的な支配能力の理由からではなくて、純粹に禁欲的な理由から促進される。貴族制に由来する世俗的聖職者に対して修道院が高級聖職者養成所として推薦される。聖職者のこの政治的一社会的立場は中世の思想に対して非常に重要な結びつきを提供するが、ここから文化全体の精神的な指導がひき出されうる中世的な思想は欠けている。

### 学問とストア倫理の受容

このあらゆる面から示される現世に対する教会の冷淡性に対してももちろん一つの点において教会と現世のほとんど完全な融合が承認される。これが社会生活の一領域ではなくて、純精神生活の一領域、即ち学問であるのが非常に特徴的である。しかし学問とのこの融合は教会に古代の思弁の社会理論をもちこんだ。そしてそれと共に間接的に教会の固有の社会的思考にきわめて強く影響を及ぼした。ここではその融合が実際きわめて容易にとらえられうる。学問は現存のものとの密接な関係をもたず、そして分業の体系のなかで確固とした固有の担い手と形式をもたせざないところの、それ自身では古代の生活の諸条件を最も凌駕してしまったところの要素であった。しかしより正確に観察されると、ここにも基本的には、他においてと同様、現世に対する同じ態度がみられる。ただ学問の領域においては社会生活の領域におけるよりもずっとはっきりとかつ意識的に後期古代が自ら自身とこれまでの本質をはるかに越えていく傾

向を示した。修辭学的色彩の強い教育・文化制度を教会は過去のままにしておいた。そしていくつかの予防策を添えるだけで簡単に利用した。それに対して世界観の問題では教会はきびしい選択を行った。何となれば同化されそしてキリスト教著述家、学者と教師の固有の活動に採用されたものはキリスト教に親和性がありそして現世への態度においてキリスト教に近い宗教的一倫理的な古代後期の哲学のみであった。プラトニズム並びに宗教的な傾向をもったストア主義とキリスト教との世界史的に重要な融合が完成される。プラトニズムはキリスト教の特殊な救済福音に神秘主義における普遍理論的基盤を与える。現世が神から出発しそしてロゴスあるいは神認識によって神へ帰っていくという大いなる過程においてキリスト教的救済はこの過程の完成を意味する。ストア主義は術語的にまた概念的に全く粗野な、出来事の直観性に懸っているキリスト教道徳に理論的基盤と術語とを与えた。人間の情熱や欲望に対する精神的理性の支配としての倫理的自然法則並びに神理的理性の共通所有という点での人間の統一化、これがキリスト教倫理の核でありまた具体的内容である。この核と具体的内容は人間に生まれつきのものであり、次にモーゼの十戒に総括されておりそして最後にキリストの教えにおいて改めて告知されたのである。またこの核と具体的内容には特別な福音の助言あるいは高度なキリスト教の徳並びに弱いあるいは完全に墮落した意志の恩寵による救済、またかかる意志の恩寵受容資格というキリスト教的体系が加わるのである。片やキリストにおいて人間となりそして教会を設立したロゴスという世界原理、片やロゴスでもって与えられ、モーゼの十戒に保存されそしてイエスの普遍的倫理性において来世をめざす完全性の教えの基礎を形成するところの倫理的な自然法則、これが学問的神学と倫理学の〔二つの〕基本概念でありまた要点である。この基本概念と要点によって学問的神学並びに倫理学はより聖書的でそして民衆的な、とりわけ宗教的な神話に結びつきそして古い民間信仰を受け入れている庶民のキリスト教から区別される。しかし古代の学問の受容はそれ以上には進まなかった。経験主義者ははげしく拒否される。自然科学は完全に衰えた。コスマス・インディオプレウステス〔6世紀中頃の地理学者〕の自然科学と世界記述は聖書の理念とメルヘン的な珍奇さの混ざった自然像の見本である。同じように歴史と批判とは衰えた。グロテスクな奇蹟をもった修道院の歴史並びにニムロドから現在にまで続く四つのダニエルの世界帝国の記述を含む世俗史家によって飾りたてられた聖書の起源史が歴史像の見本であった。経験的一精密科学に対するこの反対のなかでキリスト教は終わりゆく古代の固有の運動のなかに流れこみ、批判的なそして純粋にザッハリッヒな学問の没落をうながした。学問的な教育をうけた上流層においてキリスト教の宗教的理念がストアやプラトニズムと、即ち二元論的、神秘的そして倫理的一人道の勢力と結びついた。つまりキリスト教的哲学並びにキリスト教的修辭学と詭弁哲学とが成立した。下部層においては神話が古代の民族宗教とその祭儀の諸要素と混合することによって、更に繁殖し続けた。

もっと詳細なことは教義史に属する。われわれの関連にとって重要なのは特にまず第一にストア主義、つまりストア的《倫理的な自然法則あるいは神の法則あるいは自然法》の受容である。何となればこの受容は内キリスト教的倫理的諸概念一般を固定化した明確にする手段であるのみならず、それは現世、即ち国家、法並びに社会機能の体系を教会並びに救済共同体の現存在との正当な関係に置く手段でもあった。これまで叙述された一切の事柄は内への秩序であり、固有の生活の構成要素としての社会の規制であり、そしてその際国家と現世の概念は、両者がまさしくそのことによって教会の内的生活へはいりこんでくるかぎりでのみ現われはしたが、今や全体としての国家への並びに外への関係が問題なのである。しかしこのためにわれわれはストアの倫理、自然の並びにその法則の概念が重要な意義を獲得するのを見るであろう。すでにパウロの場合に和音を発しながら、この概念は弁証学者とアレクサンドリアの学者

によってロゴス概念と密接に結びつけられてキリスト教倫理の根底におかれた。4世紀の教父たち以来この概念は墮罪によって抬頭する自然法則の破滅の教説と共に——そのことはこれまでのあらゆるテーマにおいてすでに示されているように——ますます前景に現われた。この概念がとりわけ国家との妥協並びに現世への関係への問いの原理的答えを可能にあるのである。教義学に対するネオプラトニズムの関係が、倫理、とりわけ社会哲学に対するストアの関係なのである。中世盛期になってはじめて新プラトニズムのカテゴリーが社会理論においてもストアのカテゴリーを越えるのを見るであろう。

## 国家に対する関係

これと共にわれわれは最後にキリスト教の大いなる社会問題に、つまりキリスト教の国家に対する関係に至る。

国家と教会の関係においては二つの方向に向って探求することが可能である。(1) キリスト教が宗教的な対象への関係において生みだした社会的態度と感情の基本シェーマが、意識的にであれあるいは無意識的にであれ、他の社会学的類型のなかえどの程度まで持ちこまれているか、即ちキリスト教的個人主義が国家、社会、職能団体、家族においても、個人の自由、平等並びに尊厳の感覚をどこまで呼びさましたか、また、(2) キリスト教の愛の普遍主義がキリスト教的一家長的感觉を他の関係にどこまで持ちこんだか、即ち謙虚と愛とが人間一般の関係にどこまで影響を与えたか、を問うことができる。コンスタンチヌス帝以前の教会に対しては上述のようなことはもちろんしめだされる。この場合にわれわれがただ消極的に言うことができることは、都市国家と軍隊におおいて成長した古代の社会学的基本シェーマがキリスト教によって解体されそして古代の国家理念が分解されたということである。しかしコンスタンチヌス帝以後の時代に対しては、この問題に答えるためには法制史並びに社会史に関して自由に自由になるよりももっと詳細な知識が必要とされるであろう。上述のようなことは国家と教会の結合がしだいに深くなっていくことと無関係ではないであろう。しかしここでのキリスト教の影響はまだ非常に小さいように私には思われる。古い理念に深く根を張った制度と精神的教養とはあまりにも古く、あまりにも独立的であり、あまりにも異質であって、なお新しい動因を自からのなかにとり入れることはできないのである。そして教会はまだあまりにも来世的であり、戦いというようなことに関してはまだあまりにも幼稚であり、まだあまりにも内面的にもろく、国家の内的機構のなかえ新しい動因を持ちこむことはできなかった。われわれはむしろ逆にローマの職能団体に関する法並びに古代の宗教法（*jus sacrum*）の発展による教会並びに教会の制度に対する強い社会学的影響について語ることが許されるであろう。他面われわれは王位並びにその官僚制に対する宗教的賛美の増大を、ビザンチン主義全体を、教會的影響よりも古代の異教的・オリエント的影響に帰さねばならないであろう。西洋の解体に際して教会と司祭とがしばしば国家の機能を引きうけたとき、このことは苦境からやむをえずそうなのであり、また権力事情の表現であって、国家の生活形式が教会の生活形式に近づいたのでなかった。学問的並びに芸術的観点においては、家族生活においても、個人的一人格的なものが強く発展させられた——それはそうとこの発展は後期ヘレニズムの発展と歩調を合わすものであり、後期ヘレニズムの発展は教会によって自からの中へとり入れられた——が、政治的個人主義への傾向は全く問題になりえなかった。

かくてわれわれは片や教会並びに神の王国と片や国家並びに現世との関係の原理的調整を古代教会においてさがすことだけが許されるのである。これらは二つの内面的に本質的に分離さ

れたそしてこの本質的分離によって相互浸透という点で妨害された存在なのである。ここでは今や問題は、これまですでにさまざまな点において示されたように、固有の二重の問題である。即ち片やたえず根本におかれているパウロの命題に従って現世並びにその秩序を広範囲に承認すること、片や現世と国家を罪の産物並びにデーモンの王国として根本的にしりぞけること、である。この場合根本前提は国家と社会を《現世》と等置していることである。ひとり真なる救済共同体が罪を犯しそして墮落した現世という概念のなかで創出した上述の対照像が、実践的な対立がしだいに増えていくなかで、国家と社会秩序の総括としていよいよ詳細に規定されるのである。学問が一部分拒絶され、一部分キリスト教化され、そして私的な生活形式がキリスト教化され、偶像崇拜的な律法が片づけられたことによって、国家そのものが現世の総括であり続けた。後期ユダヤ教と原始キリスト教と更に全古代教会の意味での „Welt“ は宇宙論的な概念ではなくて、政治的—社会的—歴史的概念である。この概念は異教、諸民族、ユダヤ外の世界を意味する。これらは墮落と悪意によってデーモンの王国となりそして皇帝崇拜を要求する皇帝至上権においていよいよ先鋭化される。皇帝崇拜の場所はキリスト教の黙示録にとってサタン、即ち現世の支配者の玉座である。異教より改宗したキリスト教徒は本質的にローマ帝国とかかわることによって、皇帝が《現世》の主人・代表者となる。キリスト教は自分自身を βασιλεία〔王国〕と呼ぶ、だからその対立者つまり現世は皇帝、帝国法並びに帝国祭儀において具体的な形をとる βασιλεία〔王国〕となる。現世は王国となりそして王国と共に現存の法と秩序の総括となる。何となれば王国は同時に法則と法の担い手である。そして法則と法でもって全社会秩序が抱括される。法則への関係の問題は現世への関係の問題である。現世は αἰὼν οὗτος〔此岸〕あるいは saeculum 即ちキリストの再臨に先行する歴史的期間である。mundus あるいは κόσμος『世界』という形而上学的—一宇宙論的概念とそれは関係しない——表現は交換されるけれども——。現世とその罪を物質と肉体性にとり帰そうとするグノーシスの教説は撃退された。創造は善であるが、《現世》は墮落に、即ち墮落した意志とデーモンの誘惑に由来するという旧約の教えに留まっている。国家もそこに由来している。それ故に国家はその初めから結婚生活、労働、財産、奴隷、法と戦争といった秩序を伴っており、《現世》の統一的に不変の原理とみなされる。キリスト教徒によって観察される一切の変化、即ちオリエントからローマへの世界帝国の移りゆき、次に古ローマの伝統の崩壊、セヴェルを名のった二人の皇帝以来のオリエント化、ディオクレティアヌス帝の新しい憲法と行政、これらはその原理を全然変更しない。国家が教会によって導かれ、神聖化されそして罪を清められた召使として、即ち教会によって魂を与えられた肉体として問題になるのではなくて、国家が国家として問題になるかぎりでは、キリスト教化は原理的には何も変えなかった。現世についてあてはまることはそれ故に国家についてもあてはまった。有るがままの国家は善でもあり悪でもある。

この《現世》に対する二重の態度はそれ故古代を通じて同じでありまた古代のすべての人たちにみられる態度である。この態度は種々なる教会の指導者の間で異なっているのではなくて、すべての指導者に共通であり、ただアクセントが違うだけである。もしわれわれがこのことを見落し、そしてニュアンスだけの違いを原理的な違いとみなすならば、一切を誤解する。このことはキリスト教を国教として採用してからのローマ帝国の大神学者にもあてはまるし、また彼らの原理的な表現の試みに関してはいよいよあてはまる。このことはすでにパウロの基本的命題にもあてはまる。つまりパウロは信仰者をして異邦人並びに巡礼者として現世を巡礼させ、そして同時に官憲を神によって善のために制定されたものとみなしている。国家権力との最初の何回かの血の衝突ののち、もちろん黙示録においてであるが、ユダヤの黙示思想とメシア思想——これは異教を敵視する——を自からのうちにとりあげる熱狂的な国家憎悪が燃え上がった

た。そしていろいろな個々の現象においてくりかえされた。しかしモンターヌス教徒と共に国家憎悪は究極的に排除される。独特な主要なる発展は更にパウロによって規定された線上を動いていく。つまりそこにはパウロにおいて保持されている二重の方向が示されている。即ち片や存続する秩序への結合が、片や皇帝崇拜において、キリスト教的団体の禁止において、並びにキリスト教徒に対する残酷な有罪宣告においてデーモニックな姿をとる国家に対する厳しい対立が示される。平和と迫害の時代に依りて、教会の指導者の気質や思考様式に依りて、いろいろな規定は動揺した。しかしたえず二つの方向は一緒であり続けた。後期古代の多くの流れとの共通性にもかかわらず、キリスト教の特別な英雄的にそして信仰創造的に示される恐ろしいそして感嘆すべき殉教が行われた最も厳しい時代においてもわれわれはこの二重の性格を見失わないのである。苦難は試練や罰としてあるいは激励の手段とみなされる。そのために神は国家の手を使用されるのである。国家の秩序は全体としては善でありそして神に由来していることを中止することはなかった。国家が〔教会に〕敗れたと宣言しそして教会を自分の組織のなかへ取り入れたとき、正しくないそして偶像でよごれた法律が廃止された。そして国家秩序の善が一層力強く承認されえた。しかしキリスト教にとって苦難の時代においても国家の善は消えなかったように、今やキリスト教の夜明けの時代においても国家の悪徳と罪性とは教会の指導者の目からは消えなかった。

#### 倫理的な自然法に関するストアの学説の受容による実定的な国家倫理の獲得

それは何らかの方法で解決されなければならない矛盾である。実践的にはこの矛盾はなるほど理解されうる。ここには、(1) 福音が本来的に現世に対して無関心であることが、(2) この〔教会と現世の〕対立が墮落した罪ある人間と救済された神聖な人間の対立へ弁証的に拡大されることが、(3) この〔教会と現世の〕対立が身体的並びに感覚的世界と精神的並びに来世的超感覚的世界との対立へ禁欲的一二元論的に塗り替えられることが、表現されている。同じようにここには教会の実践から、教会の大きさと拡大から、教会の〔社会的〕共同生活への編入から、強いられた現世との妥協が現われる。この妥協は、〔教会の〕基本的原理が現世を神の創造とみなしそして現世的生活条件の最小 (Minimum) を本来的な倫理的並びに宗教的価値の前提並びに手段として保持するかぎり、〔教会の〕基本的原理に対して内的正当性をもつ。一切は現世的生活条件のこの最小 (Minimum) の形成と範囲次第である。この問題において大きなグループに分れる。教会の主流的な発展と公的な教理は現世的生活条件のこの最小 (Minimum) を、原理的な超世界性を保持しながら、たえず拡大する。〔これに対して〕修道院は大いなる世俗生活への関わりを断念し、また世俗の倫理がより低い段階にあることを承認して、現世的生活条件の最小のものを考えられうる最小の度合に制限する。この矛盾は理解されうるが、それにもかかわらず耐えがたい。そしてもし教会の指導者たちがこの矛盾を理論的に解決しようと試みなかったならば、彼らが実際にそうであったようななるほど一面的ではあるが、鋭くそして偉大な思想家である必要はなかったであろう。

法を伴える国家が社会体制全体を固めそして社会体制そのものであることによって、問題は《法》の本質についての問題となる。ここで古い文献においては人々は次の二つの聖書の文句で心をやわらげたのであった。つまりお上は市民的秩序を保つために神から権力を与えられているのであるというのと、争いの場合には人間よりも神に従わなければならない、というのがそれである。しかしこれらの文句は十分明白というわけではない。何となればまず第一にこれらの文句は普遍的原理的なそして宗教的理念との連関において透明な理由をもたない純粹



に独断的な主張であった。そして第二にこれらの文句は異教の祭儀を要求しそしてキリスト教徒の結社を禁ずる法律との衝突や、これ以上のむつかしいケースの場合には何の役にも立たないのである。一方にパウロのような表現があるにもかかわらず、こういう場合にはキリスト教の予言者でありまた文筆家であったヘルマスは神の国の法律と現世の法律をきわめて鋭く対立させている。《おまえはおまえの畑やその他の財産のために神からおまえに与えられている法律を完全に捨て、そしてこの（現世の）都市の法律に従って生きようとするのか。見よ、おまえの〔現世の〕法律を棄てることがおまえにとって破滅とはならない。おまえは異郷〔現世〕に住んでいるので、最も必要にして十分なもの以上に手に入れようとするな。そしてこの（現世の）都市の王がその法律を犯したかどうかでおまえを焼こうとするとき、おまえは彼の町を捨て、そしておまえの町に移りそしておまえ自身の法律に従って、誤った扱いを受けたりすることなく、大いなる喜びのなかで生活することができるために、準備せよ》。ヘブルびとへの手紙も神の都市と現世の都市を互いに鋭く対立させている。この最もきびしい戦いが克服されそして法律的な社会的体系へのキリスト教の順応が問題となるやいなや、《法律》の基礎づけと妥当性の程度についてのキリスト教徒によって習得されるべき普遍的な理論が必要とされた。ここにはじめて弁証学者が現れる。彼らは、キリスト教倫理を融合したように、現世の都市の法と神の都市の法を少くとも制約された方法によってではあるが内的に連関づけるのである。キリスト教の道徳律と同一視されるストアの自然法則並びに自然法が解決への方策を与える。ストア主義者とストア主義者によって影響された法律家の場合に、すでに以前にほめかされたように実定法は物事の神的本性と摂理から流れ出る自然法則並びに自然法の結果とみなされた。そして法則の妥当性は法則に含まれている自然法の含有量によって決められた。教養あるキリスト教徒にはこの自然法則は創造の秩序として、十戒の内容として、キリスト教的道徳律とキリストにおいて受肉したロゴスの構成要素としてみえることによって、彼らには自然法もまさしくキリスト教の教理のようにみえた。そのことでもって《法》の妥当性に対する普遍的基礎づけと批判的規準が与えられた。以前は法といえば専らモーゼの律法とキリストの新しい律法だけが考えられ、それに対して国家の法律は棄ておかれたが、今や国家の法律の批判、国家の法律の限られた範囲での承認とキリスト教の律法との融合、デーモンと罪によって曇らされたものとして国家の法律を限られた範囲で拒否すること、これらのことがキリスト教文学や実践の課題となった。弁証学者たちが躊躇しながら先行したあと、この問題について大オリゲネスがはっきりとのべている。オリゲネスは異教の論争者ケルソスにおいてキリスト教徒がストアの自然法という並びに国家の法体系におけるその具現という思想を採用したが故に責められているのを見出す。その際ケルソスはキリスト教徒にこの国家の法律に服従することを要求しそして彼らが現世に敵対するが故に国家が荒廃し、貧困化することを恐れている。オリゲネスはケルソスの思想を終始受け入れている。しかしその場合に自然法則並びに自然法の規準と既存の実定法の不一致を強調している。国家の法が自然法則並びに自然法と一致するかぎりでは、国家の法は善でありそして神の意にかなったものである。国家の法がそうでないかぎりでは、国家の法は神の意に反したものであり、そしてそれに従う必要はない。《国家の法が神の法と一致する場合にのみ人は国家の法に従うことが許されるのである。しかし国家の書かれた法が自然な神の法と違ったものを命ずる場合には、人は国家の法に別れを告げ、そして神の指示にのみ従わなければならない》。キリスト教的結社の禁止と偶像崇拜の要求は自然的・一神的法に逆らっておりそして正義の法というよりはむしろスキタイ的バルバロイの法である。この表現には次の前提が特徴的に表われている。つまりローマの法は法律上自然法に一致しなければならないということ、ローマ人のキリスト教徒取締法（die Christengesetze）は本来

野蛮なものであり、またローマ人にはふさわしくないということ。これでもって法の基礎づけと限界づけの道に踏みこまれる。そしてこの道においてわれわれは徐々に教父に出会う。ラクタンティウスは、キケロと結びついて、上述のような教えを熱狂的に信奉している。この教えに従っているのはキケロとの関連の下ですべての西洋の指導者たち、並びにユスチニアヌスの法律書である。コンスタンチヌス以降の時代において国家のキリスト化と共にこの見解の承認は一般的となる。〔教会サイドからの〕国家の究極的な受容は、国家の法律は神的な、十戒と同一の自然法から発しているという倫理的一法理論に依存している。

しかしこういう言い方をするとあまりにも多くのことが認められたように思われる。こういう言い方をすると国家は神聖視されるように思われる。これ〔国家の神聖視〕はもちろん教会指導者の意見ではなかった。教会が実践的に国家と社会を受け入れるにつれて、教会は奴隷制度、商業、軍隊並びに法の厳しさにおいて教会の社会理想に徹底的に矛盾する——われわれがすでに個々の命令において見て来たように——自然法との内的対立をますます感じたこの対立を保持せざるを得なかった。このことを教会は実際また徹底的に行った。しかしこれはもはや単に古いプロテストであるだけではなく、ここでも教会がストアの先例に従うことによって新しい思想が生じる。つまりストアは存在している法は自然法において基礎づけられるという彼らの理論にもかかわらず、存在しているものとストアの人間の社会理想との間の対立をかくすことができずそしてそれ故にこの矛盾のために逃げ道を求めた見出したのであった。逃げ道はストアにとって原初の時代（Urzeit）あるいは黄金時代をそれに続く時代から区別することのうちにあった。原初の時代においては奴隷制度もなく、軍隊もなく、所有の対立もなく、自然法則が完全に支配していた。この時代においてはある人たちは自由と平等の実際的な完全性を、他の人たちは子供のように無辜な、しかしまだ発展の必要のある規範をかくとくした。我欲、けち、暴力行為、悪法が、自然法が全く曇らされそして曲げられて表現される現在の状況をはじめて作りだした。現在において社会理想を貫徹することに絶望しながら、ストア主義者は社会理想を原初の時代に置き、そして現代には実定法をできるかぎり自然法に合わせるという課題だけを課した。今やキリスト教の指導者たちはこの考え方に一致してとびついた、そしてこの考えを完全な原始状態についての聖書の思想と結びつけた。その際継ぎ目ははっきりと残ったのであった。即ち聖書の原始状態は二人の人間を知っているだけである。それに対して原始状態に存在している絶対的な完全な自然法についての教会の教えはストア主義者と共にたくさんの人間を前提している。もし墮落がなかったならば、人間はそのように発達したであろうと教会が教えなければならないということによってのみ両者は結びつけられる。この連関においてはストアの模範によれば原始状態はとりわけ自由を、平等を、強制の欠如を、示しているが、教会の原始状態に関する教えは、それが固有の衝動に従うとき、宗教的完全性、神の愛、謙虚と恩寵状態を強調しなければならないということにおいても継ぎ目が劣らず現れる。しかしストアのこの思想は教父たちにとっては非常に解放しそして啓発するものであったので、教父たちは継ぎ目があるにもかかわらずこの思想をきわめて精力的に引きついだ。彼らの原理からみて耐えられない社会的制度のすべては、われわれが個々にすでに見て来たように、人間の原罪から生じたのであった。家長による支配、私有財産、奴隷制、最後に全体の原理、つまり国家は、罪から生じたのであった。その際ストアの歴史哲学のなかえ楽園の歴史が、楽園追放の呪い、カイン、ハム、ニムロドと共に入れられた。ローマ国家はニムロド的バビロン国家の後継者でありそしてキリストの再臨まで現存の法の担い手として存続する。

それ故にももちろん、先ほどは非常に多くのことが認められたが、ここでは非常にわずかのことしか認められないように思われるであろう。法の形成における根源的な理性的の影響は、根源

的な平等と自由に対して現存の關係が絶対的に対立する場合には、あまりにも高く評価されてはならないように〔教父たちには〕思われた。この困難性においてはじめて全体を完成する第三の決定的な思想が現われる。現在の秩序の自然法的内容は曇らされた理性の影響であるのみならず、神の意志に従って罪の条件の下で現われる自然法の変形である。ひとたび無規律さ、不平等さ、吝嗇と暴力行為が浸透するやいなや、自然法は今となってはもう法秩序並びに強制秩序の形でのみ現われそして墮落に対して反抗するのである。財産を守り、大衆を法の理念に従って組織しまた支配し、奴隸身分によって不平等性を明確にし、戦争において野蛮な人たちや文化に敵対する人たちをこらしめるところの法の公正的並びに強制的性格こそがこれらの条件の下での自然法の本質なのである。これは(罪の)一つの結果であるが、しかし同時に罪に対する救済手段である。それが秩序と地上の平和(pax terrena)をひとりなお可能な理性的手段でもって保証するのである。そしてこの目的に相應して次には実定法が少くとも自然法のこの第二の形式に従って調節される。財産、奴隸制、家父長制、国家並びに軍隊におけるすべての制度が神的理性の表現として存続することができるしまた存在しなければならない。すべての制度がひたすら神的理性の意図に即応して秩序を維持するという目的と罪の救済に適合させられなければならない。これが原始状態の絶対的な自然法と並ぶ普遍的な罪の状態という条件に即応した相対的な自然法の重要な思想である。これが教父たちの共通の教えである。ただ細かい点では当然微妙な違いを持っている。アウグスチヌスもこの教えを表明しそして根底においた。しかしただちに論じられる理由から他の人たちはほどには強調していない。アウグスチヌスは彼の原罪の教説並びに予定説と関連してここでも他の人たちからいくらか離れたところにいる神学者である。しかしインドルス〔560頃—636、セビアの大主教〕の実践便覧、グレゴリウス1世〔在位590—604〕の表明でもってこの教えは基本的な教えとして中世に伝えられた。この点においても教会の教えはストアの教えと非常に近い関係にあるので、ここでもまさしく一つの依存関係を考える傾向にならざるを得ない。ストア学派にとっては彼らの前提がキリスト教の前提と近いために所与の国家を自然法の表現とみなすが、この現在の自然法を原始時代の完全な自然法に対して限界を設けなければならないという同じような困難性が存した。秩序づけられた支配に服従することが無規律さと悪意に対する救済手段であるとケケロがすでにほめかした後に、セネカがこの思想を詳細に発展させ、そして罪に対する自然法のこの反対作用を進歩の手段として称賛した。法学者たちの場合には同じ思考形式の痕跡が法全体(Corpus juris)のなかへはいってくる。教父たちが彼らの教えをこの場合もこの源泉から借りたかどうかはかかることに関する言明が少ないのとまたそれに関する表現が欠けているためにはっきりとしたことは言われえない。教父たちはストアから諸前提をひきつぐことによって、この考えの発見に近づいている。しかしレナエウス〔130頃—200頃〕にこの考えがすでに現われているということは、この考えが〔キリスト教側において〕独立的にひきだされたとを示しているように思われる。いづれにしても教父たちは、彼らが相対的な自然法の諸制度の救済としての性格と並んで罪に対する罰の性格を強調したかぎり、この考えに特別な性格を与えたのであった。それ故教父たちはこの自然法の救済目的を越える厳しさと実定法におけるこの自然法の退化——この退化はストアの合理主義にとってはたえず困難性を提供するものであった——に価値を与えるという有利さをもった。彼らはそれ故に事情によっては実定法と歴史的國家生活——この國家生活は特に異教的なものとして彼らにとってはそれほど簡単には合理化されなかった——の強度にリアリスティッシュな把握に近づくのである。しかしこの点において、例えば、アウグスチヌスがどれほど進もうとも、自然法的基盤それ自身はそのために破棄されることはなかった。